

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年3月14日 大分地方法務局 登記官 佐々木 正 法
記

意見又は資料の提出先

〒870-8513

大分市荷揚町7番5号

大分地方法務局登記部門

電話（097）532-3161（内線2384）

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
第3200-2021-0073号 (第3200-2019-0029号)	大分市上野丘西 2 2 8 番 2	墓地	3 0
第3200-2021-0074号 (第3200-2019-0030号)	大分市上野丘西 2 2 9 番	墓地	7 2